

アート作品を活用した事業の愛称募集要項

1 目的

一関市では、障がいのある方々の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、市民一人一人が相互に人格と個性を尊重し、支え合い、誰もが生き生きとその人らしく暮らしていける「地域共生社会の実現」を目指すため、障がいのある方が制作したアート作品の展示などに取り組みます。

この取り組みが、広く市民に親しまれ、愛着をもってもらえるよう、取り組みにふさわしい愛称を下記のとおり募集します。

2 主な取り組みの概要

- (1) 障がいのある方々が制作したアート作品を市内施設内に展示
- (2) ストリートピアノ設置（閉校校舎のピアノにアート作品を転写し設置）

趣旨に賛同していただいた障がい者団体、障がい福祉事業所などと協議しながら事業を進めることとしています。

3 愛称の基準・条件

- (1) 取り組み全体のコンセプトや特徴がイメージでき、親しみやすく覚えやすいもの
- (2) 作品は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット又は数字で構成されるもの
- (3) 他の名称や商標などに類似していないもの
- (4) 自作の未発表作品であること

4 応募方法など

(1) 応募方法

必要事項を記入の上、応募用紙・Eメール・FAX・応募専用フォームでご応募ください。

必要事項は「愛称案と読み方」、「愛称案の理由」、「氏名とふりがな」、「住所」、「年代」、「電話番号」です。

応募用紙：本庁市民の室、福祉課、各支所市民福祉課で配布

応募専用フォーム：<https://logoform.jp/form/HgLy/925028>



(2) 応募資格

どなたでも応募できます。

(3) 募集期間

令和7年2月21日（金）～令和7年3月14日（金）必着

(4) 賞品

・最優秀賞 1 人：記念品（一関市内障がい福祉事業所の製品など）

※ その他

全応募者の中から抽選で5人に記念品（一関市内障がい福祉事業所の製品など）を贈呈。

5 選定方法

市内の障がいのある方の親の会、障がい福祉事業所などによる選考会において採用候補を選定し、一関市長が決定します。

6 発表及び表彰

最優秀賞については、令和7年4月中に一関市ホームページ等で発表し、今後行われるイベント開催にあわせて、表彰を行います。

なお、抽選で当選した5人には、発表は行わず記念品の発送のみとします。

7 個人情報について

応募者の個人情報は、一関市が厳正に管理し、本公募業務にのみ使用します。採用者については、氏名と住所（市町村名まで）をホームページ等で公表します。

8 著作権について

- (1) 応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、知的財産権及びその他一切の権利は、一関市に帰属します。
- (2) 応募者は、応募作品に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- (3) 応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。その場合、選考結果の発表後であっても採用を取り消すことがあります。

9 その他注意事項

- (1) 応募方法や募集期間が守られていない、必要事項が記入されていない等の不備がある場合、応募は無効となります。

10 応募先・お問い合わせ

一関市福祉部福祉課障がい福祉係

〒021-8501 一関市竹山町7-2

TEL：0191-21-8355 FAX：0191-21-4150

メールアドレス：fukushi@city.ichinoseki.iwate.jp